# 令和3年塩尻市議会9月定例会 総務産業常任委員会会議録

**〇日 時** 令和3年9月14日(火) 午前10時00分

〇場 所 全員協議会室

#### ○審査事項

議案第 10号 塩尻市建設工事費補助条例等の一部を改正する条例

議案第 15号 塩尻市過疎地域持続的発展計画について

議案第 16号 市道路線の廃止及び認定について

陳情9月第1号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国内移転について国民的議論を行い、憲 法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情

## ○出席委員

委員長	中野	重則	君	副委員長	赤羽	誠治	君
委員	牧野	直樹	君	委員	柴田	博	君
委員	丸山	寿子	君	委員	中村	努	君
委員	青柳	充茂	君	委員	横沢	英一	君
委員	篠原	敏宏	君				

#### ○欠席委員

なし

\_\_\_\_\_

#### ○説明のため出席した理事者・職員

別紙名簿のとおり

\_\_\_\_

#### ○議会事務局職員

事務局長 小松 秀典 君 事務局次長 小澤 秀美 君

事務局主事 小林 貴裕 君

\_\_\_\_\_\_

午前9時56分 開会

○**委員長** 皆さん、おはようございます。ただいまから令和3年9月定例会総務産業常任委員会を開会いたします。本日の委員会には委員全員が出席しております。

それでは、審議に入る前に理事者から挨拶があればお願いをいたします。

#### 理事者挨拶

**○副市長** 改めまして、おはようございます。総務産業常任委員会をお開きいただきまして、大変ありがとうございます。御提案を申し上げております各議案につきまして、よろしく御審査いただきますようお願い申し上げます。

○**委員長** それでは、本日の日程を申し上げます。当委員会に付託された議案は別紙委員会付託案件表のとおりであります。本日の日程について副委員長から説明をいたします。

**○副委員長** おはようございます。本日は各議案及び陳情の審査を行い、委員会終了後、議会側案件による協議会を開催いたします。視察等の予定はありません。

○委員長 それでは、ただいまから議案の審査を行います。発言に際しては円滑な議事進行のため、委員長の指名を受けた者のみの発言とし、簡潔明瞭な説明、質問、答弁を心がけていただくよう御協力をお願いいたします。
また、発言は必ずマイクを通していただきますようお願いいたします。

#### 議案第10号 塩尻市建設工事費補助条例等の一部を改正する条例

○**委員長** それでは、議案第 10 号塩尻市建設工事費補助条例等の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○総務人事課長 それでは、議案第 10 号塩尻市建設工事費補助条例等の一部を改正する条例についてをお願いいたします。今回の条例改正は、押印見直しに係る改正となりますので、本日お配りしています押印見直しについてという 1 枚ものの資料を用意させていただいておりますけれども、こちらによりまして、改正の背景や経過などについて、先に御説明させていただきたいと思います。

この押印見直しの背景といたしましては、昨年7月17日に閣議決定されました経済財政運営と改革の基本方針2020において、全ての行政手続の見直しを行い、原則として書面・押印・対面を不要とし、デジタルで完結できるよう見直す。電子申請等による手続の簡素化、迅速化の一層の推進との方針が出されました。このことにより、第1段といたしまして、今回の押印や署名の見直しを行いまして、その後に申請者等の本人確認や添付書類を書面から電子に置き換え、書面・対面を廃止していく。最終形として書面を電子化し、オンラインでの手続の構築を行うことにより、リモート社会を実現していくものです。

この方針を受けまして、本市では3月1日、外郭団体や公社などの関係機関を除きまして、1として市民や事業者等が提出する申請書等の押印、2といたしまして市役所組織内の手続の押印、3として市役所外部への発出文書の押印に分類し、進め方の方針を示した塩尻市押印見直し方針を策定し、本年10月1日の見直しに向け全庁調査を開始いたしました。

見直しに当たりましては、1つ目として、例規に押印の義務づけがある手続や様式については、認め印での押 印がなくても、添付書類や一連の手続の中で本人確認や真正性の確認ができるため、原則廃止。2として、例規 以外の手続に係る見直しでは、法令に基づくものについては上位法に基づき見直す。3として、会計、契約に関 わる書類につきましては、国、県に準じた対応とする。4として、公印については行政の信頼性の確保等の観点 から、今回では原則として存続としますが、今後は、納税通知書や納付書にあります公印の刷り込みや公印の省 略により、事務の効率化を図るものといたしました。

8月には、押印見直し結果を塩尻市押印見直し計画として取りまとめ、庁内周知をしております。

見直し結果についてですけれども、条例、規則等の条文や、様式中に押印規定があるもの1,108件のうち、約94%に当たる1,039件について、押印の義務づけを廃止することといたしました。このうち、条例改正が必要なものは3本、規則の改正は83本などとなっております。

残り約6%の69件につきましては、引き続き押印を存続するものとしており、内訳といたしましては、1として、実印その他の登録印で、印影を確認する必要があるもの。これは印鑑登録手続に関するものですとか、口座振替の登録等に関する手続など、こちらは37件。国、県の規定において押印を存続するもの。請願書や陳情書、会議録に関するものなど、こちらについては16件。その他、契約書など、こちらについて16件となっております。

施行期日を10月1日としておりますので、今後は広報しおじり10月1日号にて周知を図っていくほか、9月 下旬をめどに、ホームページに掲載して周知を図っていく予定です。配付いたしました資料の説明は以上となり ます。

それでは、議案関係資料で御説明いたしますので、別紙議案関係資料7ページをお願いいたします。1の提案 理由ですが、行政手続における申請者の負担軽減と行政事務の効率化を図るために、押印及び署名の見直しを行 うことに伴い、必要な改正をするものです。

2の概要につきましては、この後、条例が第1条から第3条まで3つありますけれども、いずれも押印及び署名を求める規定を削除するものが主なものとなっております。

4の条例の施行等につきましては、令和3年10月1日から施行するものです。

3の条例の新旧対照表ですけれども、8ページをお願いいたします。第1条関係になりますけれども、塩尻市建設工事費補助条例につきましては、様式第1号の申請団体名称・代表者氏名の後にあります「印」という文字を削除したことと、一番下にあります添付書類の2のところで、「不用」を「不要」に改めるものです。

9ページをお願いいたします。様式第2号ですが、こちらも代表者氏名の後にあります「印」を削除したこと。 その下、3行あります文章の2行目、「設計書並びに通知の条件」とあります。「並びに」を「及び」に変えることと、3行目の最後、「差出します」を「提出します」に改めるものです。

10、11ページをお願いいたします。様式第3号及び様式第4号ですが、こちらはいずれも、代表者氏名の後にあります「印」を削除したものです。

12ページをお願いいたします。第2条関係になりますが、塩尻市固定資産評価審査委員会条例につきましては、第4条第4項で、「審査申出人は審査申出書に押印しなければならない」とあるものを削除し、第8条第5項の「口述書には、次の事項を記載し、提出者が署名押印しなければならない」とありますものを、「記載しなければならない」に改めるものです。

13ページをお願いいたします。第3条関係になりますが、塩尻市職員の服務の宣誓に関する条例につきましては、第3条で、「任命権者または任命権者の定める上級の公務員の面前において」の部分を削除し、「宣誓書に署名してから」を「宣誓書を任命権者に提出してから」に改めるものです。また、別記様式の最後に、氏名の後にあります「印」を削除するものです。説明は以上となります。

- **○委員長** ありがとうございました。それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問があればお願いいたします。
- ○篠原敏宏委員 この押印の趣旨はいいし、そのとおりだと思うのですが、1点教えてください。ここの3つの条例を見ると、全部昭和34年施行の条例なのですが、特に2つ目、3つ目はともかくとして、建設工事費補助条例というのは今でも生きているのですが、これを適用した事例は事業としてあるのですか。
- ○総務人事課長 直接総務人事課では担当しておりませんが、こちらではかなり前からこの条例の適用はないと 聞いております。
- ○篠原敏宏委員 この内容をざっと見た中では、合併当初から構成市町村の地域のものを自治体が引き継いでやっていくときの条例ではないかということで、今言われるように、適用の例がないということだとすると、この条例そのものの存在もいかがかという検討はされておりませんか。
- ○総務人事課長 こちらにつきましては、確かに大分前から条例が使われていないということでありまして、土地改良区ですとか、区に対して、道路の新設だとか改修の2分の1を上限以内で補助するようなものですけれども、県でこの要綱がまだ一部残っているということがありますので、実際に使われてはいないのですけれども、ただ、現状として、私どもも使っていないという中で本当に廃止していいのかどうなのかというところは、県の様子を見ながらになろうかと思います。担当課とも相談して対応していきたいと思います。
- ○篠原敏宏委員 分かりました。多分、これは現実として使う場面がないのだろうと思いながらお聞きをしています。そういうことの中では、改廃、条例の廃止の手続を含めて、今後検討が必要ではないかと思いますので、そのことだけ申し上げて、答弁の要旨はよく分かりました。ありがとうございました。
- ○委員長 ほかにありますか。
- ○柴田博委員 議案関係資料7ページの2の概要のところに、押印及び署名を求める規定を削るものですと書いてあるのですけれど、署名を削るというのは説明の中にはなかったように思うのですけれど、何かどこかにあるわけですか。
- ○総務人事課長 固定資産評価審査委員会条例のほうで若干出てくるものです。
- **〇柴田博委員** それは普通、署名という場合、自筆の署名ということですよね。例えば、申請者の氏名を記入と か事業者の社名とか代表者を記入という場合には署名とは言わないわけですよね。その自筆の署名がいらないと いうのはどこかにあるのですか。条例には関係ないということで説明にはないわけですか。
- ○総務人事課長 係長から答弁させていただきます。
- **〇行政係長** 例規の中で、署名というものと記名というもので書き分けをしておりまして、記名というものは、いわゆるパソコンで打ったものでもよいという扱いになっております。今回、第2条関係、第3条関係に署名という規定ぶりがありまして、これは自署することを想定しておりますので、これを廃止するという趣旨です。
- ○柴田博委員 今説明されたところをもう一度、何ページのところですか。
- **〇行政係長** 議案関係資料 12、13 ページの現行規定の中に、12 ページですと第8条第5項の中に、提出者がこれに署名押印しなければならないというもの。13 ページですと第3条第1項に、宣誓書に署名してからでなければという、こちらを廃止するものです。
- ○柴田博委員 13 ページのほうは、氏名と書いてあるところには自筆の署名でなくてもいいということですか。

- **〇行政係長** 規定上はそのようになります。パソコン打ちでもよいという運用になります。
- ○委員長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。
- **〇中村努委員** この法改正の対象ですけれども、今ここで言われているのは行政手続に関わるものになると思いますが、これは民間と行政との取引の書類だとか民間同士の書類とか、そういうものは結構関わってくるものですか。
- **〇総務人事課長** 民間と役所の関係、例えば契約書だとかそういったものも関わってきますので、契約書についてはそのまま残すとか、そういったことで対応しております。
- **〇中村努委員** 簡単な事例で教えてほしいのですが、商標書類として領収書だとか見積書だとか、そういうもの を添付してもらわないといけない場合に、先方のそういったものの押印は必要かどうか。
- ○総務人事課長 たしか見積書ですとかそういったものは、押印は不要です。契約書とかは必要になるということですけれども、もう少し具体的にあったほうがいいですか。
- 〇中村努委員 領収書はどうですか。
- ○総務人事課長 少しお待ちださい。市に対して領収書が出るものがあるのかどうなのか。県から出されている ものについては、見積書ですとか契約に関係するものはあるのですけれども、領収書についての規定がない状況 ですので、そちらについては検討させていただきたいと思っております。
- **〇中村努委員** 分かりました。恐らく監査などをするときに、この領収書は判こがないよとか、そんな指摘があるのかもしれないので、その辺を明確にしておいてほしいのと、民間同士でもそうであるとしたら、自治会、区等で経理の処理だとか監査だとかやる方は、大体専門家でない方がやっていらっしゃるので、もしそういうことが適用になるのであれば、せめて区長たちにそういった経理の処理の仕方とかを伝えていただければありがたいと思いますので、また細かいことを調べましたらお願いします。
- ○委員長 それでは調査いただいて、後ほど回答をいただければと思います。よろしいですか。 ほかにいかがでしょうか。

それでは、質疑を終了いたします。これより自由討論を行います。ありますか。

[「なし」の声あり]

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか

〔「なし」の声あり〕

**○委員長** ないので、採決を行います。議案第 10 号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

**○委員長** 異議なしと認め、議案第 10 号塩尻市建設工事費補助条例等の一部を改正する条例につきましては、 全員一致をもって可決すべきものと決しました。

次に進みます。

#### 議案第15号 塩尻市過疎地域持続的発展計画について

○委員長 続きまして、議案第 15 号塩尻市過疎地域持続的発展計画についてを議題といたします。説明を求め

ます。

○企画課長 それでは、議案第15号塩尻市過疎地域持続的発展計画について御審議をお願いしたいと思います。 まず初めに、過疎計画について以外の部分ですけれども、別冊の議案関係資料33ページを御覧いただきたいと思います。

まず、1の提案理由ですけれども、令和3年4月1日に新法であります過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことに伴いまして、ここで新たに本市の過疎地域持続的発展計画を定めることにつきまして、議会の議決をお願いするものです。

2の概要といたしましては、記載事項でありますけれども、地域の持続的発展に関する基本的な事項、目標等について定める。(2)といたしましては、その計画期間について、令和3年度から6年間の令和8年度までとさせていただくという内容です。

それでは、具体的に御説明させていただきますが、本日、机の上に配付させていただきました、表紙の上に概要版と記載のある資料をお出しいただきたいと思います。本編につきましては、六十数ページという膨大の量ですので、本日の委員会での審査、御理解をいただくために約3分の1程度に集約したもので、代わって説明をさせていただきます。

それでは、目次を御覧いただきたいと思います。まず、第1の基本的な事項から始まりまして、第2からは各項目、体系別に第12まで体系されておりまして、こちらにつきまして、国、県で示されております市町村計画の作成例に基づく体系という位置づけをさせていただきました。

次の1ページ、はじめにということで、1番の趣旨です。本市は平成17年4月1日に木曽郡楢川村と合併をしました。2段落目にありますとおり、楢川地区については、旧法でいわゆる一部過疎の対象地域となっておりましたけれども、本年2月の議員全員協議会でも御説明申し上げましたとおり、新法が施行されたことに伴いまして、その要件が見直されて、対象地域から外れる卒業団体ということで、その団体につきましては、経過措置として期間が6年間延長されるという状況であります。それに伴い、今回、計画に必要な事項を定めるという内容です。

2ページ、第1の基本的な事項です。人口及び産業の推移と動向です。人口につきましては、1行目にありますとおり、昭和35年から平成27年ということで、55年間で2,741人の減少。それから、年齢別の人口推移を見ますと、年少人口、生産年齢人口ともに減少している一方でありますが、老年人口につきましては、御承知のとおり増加傾向ということで、少子高齢化が進んでいる状況であります。

また、その下の産業別の割合でありますが、第一次、第二次産業は減少傾向でありますけれども、第三次産業については増加している状況でありまして、それぞれその内容は3、4ページの図でお示しさせていただいたとおりです。

続きまして、5ページをお願いいたします。2番の地域の持続的発展の基本方針です。過疎対策の成果と課題です。まず、成果といたしましては、上から3行目にありますとおり、重要伝統的建造物群保存地区としての町並み環境の整備ですとか、木曽漆器の普及拡大といった文化、産業部分の振興。それから、権兵衛駐車場の整備、また奈良井の踏切の新設対応など、道路の整備。振興バス、防災行政無線等の設置など、通信体系の整備。また、保育園、小中学校に現れております文化施設の整備ですとか、そういったものを過疎対策事業として実施してき

たという成果があります。

課題といたしましては、3段落目、しかしながらということで、高齢化、若年層の人口流出があります。その 次の行にありますとおり、地域の担い手の人材確保・育成、そういったことを関係人口も含めまして、若者の定 住を促進することが喫緊の課題だと考えております。

その下の段ですが、最近の取り組みとしましては、地域おこし協力隊が中心となって、シェアハウスまた宿泊対応交流施設などを活用して、若者を呼び込む取り組みですとか、その次の行の、地域外の企業等が遊休施設等を活用した新規観光拠点、具体的には、BYAKU Narai (ビャクナライ)等の拠点づくりにも推進をしている状況です。

続きまして、6ページをお願いいたします。3番の地域の持続的発展のための基本目標ということで、こちらについては今回、国の通知によりまして、この計画に定めるということで追加させていただいた内容であります。 議員全員協議会でも概要については説明をさせていただきました。楢川地区の総人口、奈良井宿・木曾平沢への入り込み客数を目標に掲げまして、人口については、基準年度、令和2年度2,239人に対しまして、令和8年度は2,188人ということで、平成27年の国勢調査、社人研の人口推計から算出させていただいております。

その下の奈良井宿・木曾平沢の入り込み客数につきましては、御承知のとおり、令和2年度につきましては新型コロナの影響もありまして、大きく落ち込んでいる状況でありますけれども、目標値はコロナ前まで回復したいということで、令和元年度と同様の数値を目標値として設定させていただきました。

7ページにつきましては、先ほど申し上げました目標値、人口部分をグラフ化したものであります。

8ページにつきましては、奈良井宿・木曾平沢の入り込み客数の推移ということで、一番上の緑が合計、青の 三角が奈良井宿、一番下の赤の四角が木曾平沢ということで、令和2年度が落ち込んでいる状況ですが、令和3 年度以降は回復をしたいという目標になっております。

続きまして9ページ、一番上の4計画の達成状況の評価に関する事項ということで、こちらも国の通知に基づきまして新設をした内容です。1行目に、おおむね3年ごとに計画の評価を行い、また、第三者としての立場である楢川地区振興協議会に意見を聴取しながら、必要に応じて計画の見直しを行いたいという内容です。3年ごとの計画の評価といいますのは、上位計画である総合計画の中期戦略が3年という設定ですので、その設定年度で評価を行い、この後出てくる文言等についても、必要な見直しを図りたいというものであります。

また、3行目、3の地域の持続的発展のための目標というものも、今回、国の通知で示すということで、先ほど申し上げました楢川地区の総人口、入り込み客数の設定をさせていただいたものであります。

5番の計画期間、令和3年度から令和8年度までの6年間ということでありまして、こちらは法改正によりまして、本市の過疎対策事業債を活用できる計画期間6年を、この当該計画の期間とさせていただきます。

10ページです。これ以降、体系別の具体的な内容ですが、前計画と比べまして変更点、また新規な点のみ御報告させていただきたいと思います。

まず、第2移住・定住・地域間交流の促進、人材育成ですが、こちらは新規項目です。1の移住・定住の促進につきましては、括弧の対策の部分にありますとおり、市外のターゲット層に対してのプロモーション、こちら第3期中期戦略においても、外部・内部のコミュニケーションによる情報発信ということで明確に位置づけをさせていただいていた部分でありますし、その下の2行目の後段、市内の空き家の利活用に関する事業も推進する

ということであります。

3番の地域社会の担い手となる人材の育成の中の下の部分、対策ですが、協力隊など、地域づくりの担い手と して当事者意識を持つ人材と継続的かつ複層的なネットワークの形成をしたいということで、こちらも総合計画 で位置づけをしている内容です。

それでは、下の11ページの4の計画、ほか以降、4の計画に具体的な事務事業を列記してありますけれども、まず主なものです。一番上の(1)移住・定住の中の下から3つ目、空き家対策事業、それからその下の移住・定住促進居住環境の関係は、本年度から居住誘導エリアへのインセンティブをつけました改修補助金ということでスキームの見直しをし、土地の流動化を図ってまいりたいという内容です。また、一番下、官民連携地域活性化事業は、奈良井地区の民間活力ということで竹中工務店による地域活性化事業の取り組みを掲げたものです。

12ページ、第3産業の振興は、前回の項目と変更はありません。13ページ、4番の計画の具体的な事業内容ですけれども、一番下、(4)の地場産業振興、下から2番目に拠点の改修・整備ということでありまして、地場産業センターの改修工事です。本年度内装工事に取り組み、来年度以降、外装事業の改修ということでありまして、実施計画で計上した内容です。

14ページ、お願いいたします。継続の表ですが、一番下に(10)ということで、観光とありますが、木曽漆器祭、奈良井宿宿場祭は過疎対策事業のソフトという位置づけでありまして、年間350万円の負担金を払っているという状況です。

5番の産業振興促進事項につきましては、参入してきます、表の左から2番目の製造業、旅館業等の立地促進 に伴いまして減税措置等の項目を記載しましたが、こちらは従前から制度がありますけれども、今回この計画に 位置づけが必須となったものです。

15ページ、4番、地域における情報化ということで、こちらも新規事業です。具体的に申し上げますと、2番の教育の部分、タブレット端末を活用した教育活動の高度化を推進する必要があるということでありまして、表の中、事業内容の上から2番目、IT環境の整備は各公民館のWi-Fi環境の整備でありますし、その下のGIGAスクールは、御承知のとおり、生徒1人1台のタブレットの活用のためのDXの推進事業です。

16ページをお願いいたします。第5交通施設の整備、交通手段の確保ということで、こちらの項目も変更はありません。3番の計画の表、具体的には、一番上にあります道路等維持・新設改良事業は、JRとの協議で懸案となっております贄川の観音寺跨線人道橋等の改良事業でありますし、3つ下の道路施設長寿命化改修事業は、奈良井宿内にありますカラー舗装の改良事業ですとか、メロディー橋の撤去等の事業を掲げています。

次の17ページ、第6生活環境の整備については、特段変更はありません。

18ページはインフラ整備の関係で、浄水施設からもろもろ計上しておりますけれども、今後、過疎対策事業債の充当可能があるということで、今回の見直しに合わせまして事業名を列記したものです。

19ページ、第7子育で環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進ということでありまして、1番の子育で環境の確保、こちらは今まで文言等の表記はありましたけれども、項目が新たに追加ということです。内容は前回計画を計上しているものでありまして、具体的な内容は20ページの計画欄です。一番表の下の真ん中にあります地域包括ケアシステム推進事業は、数年前から本市の課題として取り上げられておりますけれども、地域活性化プラットフォームなども同様に、一体的に取り組むことによりまして、将来の地域共生といったものに

つなげていきたいという事業です。

21ページ、第8医療の確保は、主に楢川診療所関係を記載しております。現状では4月から休止状況ということで記載しておりますけれども、括弧の対策の中では、診療所の再開に向けて担い手の確保に努めるということで強調しております。事業は下にあります地域医療、それから医療機器整備事業というものです。

22ページ、第9教育の振興は、項目としては変更ありませんが、1の学校教育の推進の中の括弧の2番目、対策の一番下の黒ポツですが、後段に義務教育学校の開校に向けて取り組むということで、令和4年度からの取り組みを明記しましたし、23ページ、4番の計画の表でも一番上に義務教育学校施設の整備等ということで記載しております。

続きまして、24ページを御覧いただきたいと思います。10番、地域文化の振興等ということで、こちらも全項計画からの変更はありません。具体的な事業は表にありますとおり、真ん中の事業内容、重要伝統的建造物群保存地区保存事業、こちらも過疎対策事業債の充当事業です。また、一番下の楢川地域文化施設等の改修・整備も必要に応じて整備をしていく必要があります。

第 11 再生可能エネルギーの利用の推進ということで、こちらも新規の項目ですが、従前も産業の振興という項目に列記した内容でありまして、事業の主な内容は下の表にありますとおり、木質バイオマス関連の事業を計上しております。

26 ページをお願いいたします。第 12 活力あふれる地域づくりの推進ということです。こちらについても項目等変更はありませんが、具体的な事業は表にありますとおり、地域活性化プラットフォーム事業ということでコミュニティの活性化、それから、一番下から2番目にあります楢川支所管理運営事業は、支所の移転等に伴いまして、旧支所、旧図書館分館の解体工事等を今回の第3期中期戦略の実施計画に計上しているという内容です。雑駁ですが、説明は以上です。主な変更点を中心に説明しました。御審議のほど、よろしくお願いいたします。〇委員長 ありがとうございました。それでは質疑を行います。委員の皆さんから質疑がありましたらお願いいたします。

○柴田博委員 6年間の経過措置ということですけれども、過疎債を活用する際には、今までと同じような条件で、この6年間については借りられるということですか。

○企画課長 今、委員がおっしゃられたとおり、経過措置は6年間ですけれども、その経過措置が終了するのが令和8年度です。その中でも今把握している数字では、6年間で総額5.5億円という数字になっています。この5.5億円の積算方法は、直近の5年間、平成28年度から令和2年度まで、この直近の5年間のうち、額が大きい3か年の平均値を取るということです。ですから、直近の5年間でも過疎対策事業を活用した年度によっては上下ありますけれども、そのうちの3年間、高いものの平均を取るということでありまして、それが100%で1.1億円ということで認識をしております。6年間の経過措置期間の上限割合ですけれども、令和3年度から3年間、令和5年度までは100%の1.1億円、それから令和6年度へ行きまして、4年目ですが80%、その次の令和7年度、5年目ですが70%、令和8年度の最終年度が50%ということで、合計5.5億円ということで、県とも確認ができている状況です。

また、この 5.5 億円という枠がありますけれども、また 100%から低減していく率がありますが、この 6 年間 の 5.5 億円を全体の大きなパイとしまして、その 5.5 億円の範囲内で凸凹して、要は 100%、80%、70%、50%

という上限率の算定方法がありますけれども、それを超えてもほかの年度で下がっていれば、5.5 億円の範囲で めり張りをつけた事業採択ができるという形になりますので、本市におきましても、これから実施計画の補正、 また第六次総合計画に向けて、優先順位をつけて対応をしてまいりたいと考えております。

- ○柴田博委員 いいです。
- ○委員長 ほかにいかがでしょうか。
- ○篠原敏宏委員 過疎計画、過疎法に関しては、私も一般質問をさせていただいたり、うわさも含めて従前からあった状況は理解もしていますし、今、この時点でこういったものになっているということについては分かっているつもりで、幾つかお聞きをしたいと思います。これだけの計画をこうしてやっていただいているのは、本当に地区の者として、あるいは旧村に関わった者として、本当に皆さんに感謝、お礼を申し上げます。1点、今のお話を含めてですが、9ページに6年間で終わりになるということで、要は過疎卒業とそもそもなったのが、財政能力指数が一定以上ある市町村については卒業ということなのですが、ぎりぎりにはあって、これが今後の推移の中で、これは毎年変わってくるのですが、また0.5を下回るというような状況が生じたときには、この制度あるいは過疎法の適用という部分は原則的にどういうことになっていますでしょうか。
- ○企画課長 まず、結論から申し上げますと、現状は経過措置の6年間の規定のみですので、その先はそういった規定が延長になったり、今回実際に、指定の要件には財政能力指数が0.64以下という見直しがされたものですから、経過措置の対象になったということですので、6年後、どういう動きになるかというのは不透明でありますし、現行法でいきますと、新法は令和13年3月31日をもって効力を失うという規定ですので、それ以上のことは情報も当然流れておりませんし、現段階では言うことができないということです。しかしながら、今回の新たな新法の制定によりまして、例えば県内におきましても、新たに過疎地域として認定がされた自治体があります。中野市を初めとした3団体が、今回長野県としては新たな過疎地域の要件に該当した市町村というような動きもありますので、現状の法律にしてはそういった動きがありますけれども、それ以降については全くの不透明ということで御理解をいただきたいと思います。
- ○篠原敏宏委員 今の課長の意味はよく分かりますし、そう思いますが、1つ、この見直しというか、この6年間は0.65を上回ったということを前提に、あとは財政能力指数が変わろうとも、この6年間はこれで行くという原則ですか。それから先は、今言ったように時限法なので、その後がどうなるかということは、確かに誰にもこれは分からない。推測するしかないという、そういうことですか。

#### ○企画課長 はい。

○篠原敏宏委員 分かりました。あと、過疎債、柴田委員に聞いていただいたわけですが、総額5.5億円ということで、精査の枠はそういうことでいいのですが、事業そのものは実施計画を含めて事業がなくなっていくのではない、あるいは過疎の状況が改善するのではないわけです。あるいは施設は老朽化をしていく。そういうことで、今後、見直しも含めて必要事業が縮小していくというように考えていただくと困るわけです。財源対策として過疎債が充当できる部分が減ると、これは理解をするわけですが、今後出てくる行政需要や地域の必要な事業、その事業自体が減っていくわけではないとすると、財源は、過疎債が無理であれば他の財源を探していただく、有利で充当できるものを過疎債以外に求めていくという作業はきちんとやっていただくと、今、ここで約束していただくというのは、これは当然にそういうものだと私は思っておりますので、今までの企画政策部長の答弁も、

そういう意味があるということで確認させていただいてよろしいですか。

**○企画政策部長** これまでも、過疎債ありきで過分な事業の実施はしたことがありません。これは旧楢川村しかりだと思いますので、今後、必要な事業については実施計画の俎上に上げて、他の財源も工夫する中で、全体最適を図っていきたいと考えています。

○篠原敏宏委員 分かりました。今の答弁で、意味も承知しておりますので、今後、過疎債がなくなるので事業がなくなるということではないということだけ確認いたします。

○委員長 いいですか。ほかにいかがでしょうか。

**〇中村努委員** 答えづらいことをお聞きしたいのですが、そもそもこの計画、この6年間の、言わばみなし過疎 に指定してもらうためにつくった計画なのか、それとも、ここに書いてあるとおり目標、そういう地域にしてい きたいことが主眼なのか、どちらですか。

○企画課長 今、部長からも答弁がありましたけれども、今回、過疎地域から卒業団体という扱いになるということになります。それは財政能力指数ですとか、人口減少率に応じて卒業団体になるわけですけれども、過疎地域でなくなる経過措置期間は過疎対策事業債が活用できるということですが、それが終わった以降は当然ながら、国でも言っている趣旨であります過疎地域は発展していかなければいけないという大原則がありますので、本市としましては、楢川地区の取り組みについては、オール塩尻市という中で、より有利な財源を見つけながら取り組んでいく。それが今後、私たち塩尻市が取るべき姿勢だとは感じております。ただし、先ほど委員がおっしゃられました、この過疎計画そのものはいかがなものかという点は、そうは言っても、6年間の経過措置がありますので、そこで有利な起債を活用するというところも当然必要になっています。具体的に申し上げますと、さっき言った5.5億円という残りの期間がありますので、その中で極力活用できるものは、事業の優先順位をつけて楢川地区において活用すると共に、その先のオール塩尻市を見据えながらの計画の位置づけだというように考えております。

○中村努委員 そういうことだろうと思います。やはり大事なのは計画をつくることではなくて、ここに書いてあることを実現するということが一番の目的で、そのために過疎債に準じたものを使っていくという理解でいるのですが、6ページに目標値が書かれています。楢川地区の総人口で見ると、現状値より少ない形での目標ということで、市全体でもそういうことなのですが、これは自然減と努力して増やす分の差引きになると思いますが、その辺は自然減で何もしなければ何人になって、この計画を実行すると何人増えて、最終的に 2, 188 人になると、その辺はいかがですか。

○企画課長 全体といたしまして、2,188 人を推計した根拠というか、算定方法について具体的に申し上げたいと思いますけれども、平成27年度の国勢調査に基づきまして、5年ごとの社人研の推計値がありますので、それの令和7年度から令和12年度までの5年間の推計人口の増加数を加味しまして、その間、1年間に32人減少になるのだろうということで見込んでの2,188人です。令和7年度が2,220人というように見込みましたので、そこから32人を引きました2,188人ということで推計をしました。ただ、今後の楢川地区の人口推計に当たりましては、当然ながら平成17年度の合併に伴いまして、塩尻市の新たなブランドとして奈良井宿や漆器といった、当然全国PR、発信できるそういったブランドイメージもあります。新たな取り組みとしましては、先ほどの繰り返しになりますけれども、竹中工務店による民間活力、BYAKU Naraiなどを拠点とした会計人口の創

出という取り組みも新たに推進をしているというところです。また、それに加えまして、奈良井ラボといったコミュニティの活性化の取り組みによりまして、地域からの意見を吸い上げていくということもありますので、様々な視点に立って人口の確保、関係人口の創出を含めた、そういった取り組みを積極的に行うことによりまして、人口の維持を進めていきたいと考えております。

○中村努委員 塩尻市全体の地方創生の地域総合戦略の目標値の考え方、人口問題研究所の数値が6万3,000人、それを何とか6万5,000人に抑えたいということで、純粋にその間で2,000人の人口を増やさなければいけないと、そのために何をやるかということで今やっているわけで、そういった視点で、楢川地区も具体的にしていかないといけないと思います。

また1つ、根本的なことなのですが、楢川地区の人口流出の根本的な原因は何だというように市は捉えて、対策をどうされているのかお聞きしたいと思います。

○企画課長 一番の原因と言いますのは、先ほど申し上げましたけれども、やはり少子高齢化によりまして、楢川地区から他の地区への人口流出が、この地区限定にしましては一番の要因だというように考えておりますし、市全体でいきますと、塩尻市内にあります北の部分、そちらの部分も松本地区に流出しているという状況もありますし、逆に言うと、近隣の市から塩尻市内に流入してきているというところです。本市といたしましては、近隣の市町村と人口を取り合うとか、そういったことは一切考えておりませんし、松本平でそういった全国的な公共交通網の拠点というメリットも生かしながら、楢川地区も含めた市全体の取り組みをしていきたいと考えておりますが、正直、細かい分析をここでというのは苦しいところですけれども、そのような人口流入、流出の流れが主なものかと考えております。

**〇中村努委員** しっかりと何で人口が流出してしまうのかということを明確にしないと、作文しただけかとも感じてしまうので、よく分析をしてください。

個別のこと、1 つだけお聞きしたいと思いますが、12 ページの産業の振興に関わることですが、たしか今年度、 文化庁の文化財多言語解説整備事業に塩尻市が選定されたというように聞いているのですが、分かりますか。

- ○企画課長 細かいことを申し上げるまで存じ上げていない部分があるのですけれども。
- **〇中村努委員** 文化庁なので、別の課に来ているのかもしれないですが、公共サインですとか、重伝建地区でのインバウンド向けのそういったものが採択になっているようなので、また、そういうものも御検討いただければと思いますので、よろしくお願いします。
- **○企画課長** 委員がおっしゃられた多面的な部分は承知しておりませんけれども、文化財関係で保存、それから活用していくという計画づくりを今年度、来年度をもって文化財課を中心に進めていくと。今後の塩尻市の文化財の在り方について、重伝建も含めまして個別の文化財施設についても方向性を出すということで、実施計画でも認めている部分があります。そういったことの議論の中でも、方向性の御意見を頂戴しながら、適宜優先順位をつけた文化財の施策の推進を図ってまいりたいと考えますので、よろしくお願いいたします。
- ○委員長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。
- ○丸山寿子委員 地域の持続発展のための目標ということで、人口と奈良井宿、木曾平沢への見込み客数ということは1つの指標になっています。それで、先ほど課長の答弁にも、本市としてはオール塩尻市としてという言葉があったのですけれども、贄川は確かに観光客が平沢と奈良井に比べればあまり来てはいないかもしれないの

ですけれども、中山道を歩いてというような若い方たち、今まで長野県に来たことがないような方たちが結構歩いていたりします。そういったところのよさを生かしたり、歴史的な建物であるなどの案内とか活用のされ方をしていない。ただ、そこに建物があるだけというような、昔の暮らしがどうだったとか、例えばですけれども、そういったことが分かれば、外国人はもっと来るし、若い人たちもそこに感心や価値に気づくと言いますか。やはりやるならば、そういったことにも視点を向ける中で、インバウンドもそうですけれども、地域おこし協力隊なども頑張っているところではありますが、若い方たちにもっと訪れてもらえるような工夫の点も、他の部署とも協力してやっていただけたらと思います。短歌フォーラム、ここ2年間、開会はないのですけれども、最近、毎年来るという若い方たちもいて、帰りに奈良井宿に寄っていくとか、そういうような話を聞きます。今後の目標達成のためにも、そういったところを、分かりやすい表示はピクトグラムだけではなくて、歴史的にどうだとか、過去にこうだったとか、忍者までは現れなくてもいいかもしれないのですけれども、例えば何か面白みのある、そういった工夫についても担当と協議していただけたらと思います。答弁がありましたらお願いします。

○企画課長 ありがとうございます。委員がおっしゃるとおりでありまして、奈良井地区の事業と一概に言いましても、各担当ごとで施策を打ち上げているだけでは、当然まちの活性化には効果的につながらないものと考えております。お話があったエリアごとのサイン整備、それからサインの多言語化も、担当の産業事業部では当然今後推進していくということで話を聞いておりますし、そういった箱物自体のハード整備、それからソフトの運営の活性化に加えまして、楢川地区、贄川、奈良井、木曾平沢と3地区ありますけれども、そういったところも一体的にコミュニティの活性化の提案が議論されているということで市民生活事業部の中からも声を聞いておりますので、委員から御指摘いただいたとおり、幅広い視点で事業部を横断的に取りまとめていきたいというように考えております。本日、市民タイムスの記事にも載っていましたけれども、コミュニティの活性化ということで、今年度新たに、若手の提案に基づく塩尻未来ラボの創設の中のシンクタンク機能ということで、活性化事業を取り組んでいこうということで取り組みを始めるところです。具体的には、一定の地区を重点化してやっていくわけですけれども、その研究の中でメリットを生かしながら、各地域に合った取り組みへの反映も検討、推進してまいりたいと思いますので、お願いしたいと思います。

- ○委員長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。
- ○篠原敏宏委員 この計画書はここに議案として上程されていますので、ここでこの言葉を加えてほしいとか、 ここを直してほしいというわけにはいかないということですか。
- **○企画課長** 最終的には、議会の議決をもちまして確定というのが原則ですけれども、県との協議の中では、必要に応じて多少の文言の訂正も含めて協議は受けていただけるということを聞いておりますので、そのような取扱いだと認識しております。
- ○篠原敏宏委員 この計画書そのものも、いい形でつくっていただいていますし、今の説明の趣旨をお聞きすると、きちんと考えていただいているという理解をいたします。その中で、地域包括ケアシステムの関係が高齢者福祉のところで書かれていて、あとは交通施設の整備、交通手段の確保というところでバスのことだとか、スクールバスも含めてこのように書いていただいています。市内でデマンド交通の研究がされていますが、あれをそのまま楢川へ持っていくというわけにはもちろんいかないわけですが、今、一番深刻なのが高齢者の足の確保、あるいは買い物支援とかも、何回も私も今まで言わせてもらっているけれども、この表記の中では書き込みにし

ても少し薄いというような気がします。地域包括ケアの中で老人福祉として、そういったことも含まれているというように読めと言われればそのようにも読めないこともないわけですが、コンパクトシティの考え方からすると、ネットワークの確保、地域振興バスがあることは分かるのですが、お年寄りの足の確保というのが予想以上に現場では深刻だという認識の中では、ぜひデマンド交通あるいはデマンド型の送迎サービス、こういったものがここに書かれていなくても、そういったものが読み込める、そういった形で、ぜひ現場的にというか、担当的には取り組んでいただきたい。これはここには書いていないと思いますので、ぜひ読み込んでいただいて、今後施策に反映していただければありがたいと思いますが、いかがですか。

○企画課長 ありがとうございます。今、御意見を頂戴した点は、交通施策の整備ということで、16ページを御覧いただきたいと思います。その2番の交通確保対策としまして、通勤、通学、観光客の誘客などに支障を来しているという課題を抱えながらも、対策といたしましては、JR東海もありますけれども、地域振興バス等における満足度の高いサービスを提供していきたいということで、この過疎計画の位置づけではこのような記載をしております。委員からお話がありましたとおり、公共交通網の計画というのは別途にあります。そこでより具体的な計画をつくって、今年度、公表をされたところですし、また、MaaSの関係は、DX推進ということで地域DXの観点から民間の企業を活用しながら、また、別のルートでDX戦略というところでも推進をしていくということで、多角的な計画を複合的に策定をしながら、リンクしながら進めていかなければいけないというような実情もありますけれども、過疎計画の中ではこのようなくだりで対応し、また、その下のレベルのアクションプラン、実効性のあるプランの中でより細かく検討してまいりたいと考えております。

- ○篠原敏宏委員 ぜひそういう方向でお願いします。要望にさせてください。
- ○委員長 ほかにいかがでしょうか。
- **〇中村努委員** もう1つだけ。過疎の地域を発展させるためにスクラップも大事で、旧楢川支所の解体というのはこの計画の中には入っていますか。
- ○企画課長 今、委員に御指摘いただいた点につきましては、概要版の一番最終ページにあります。活力あふれる地域づくりの推進ということでありまして、3番の計画の表、上から3つ目、楢川支所管理運営事業です。管理運営事業という名称なので分かりづらいかと思いますけれども、内容といたしましては、令和3年度、支所、図書館分館の解体の実施設計事業ですとか、令和4年度以降、支所の解体費を計上してありますし、現段階でも、楢川地区の振興協議会において、詳細について議論を交わしていただいているという内容を聞いております。
- **〇委員長** よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

それでは、質疑を終了いたします。これより自由討論を行います。ありませんか。

[「なし」の声あり]

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

[「なし」の声あり]

**○委員長** ないので、採決を行います。議案第 15 号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○委員長 異議なしと認め、議案第 15 号塩尻市過疎地域持続的発展計画についてにつきましては、全員一致を

午前11時09分 休憩

午前11時17分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。次に進む前に、先ほどの議案 10 号に関連して、領収書の押印の件で説明があれば。

○総務人事課長 先ほどの押印見直しの関係ですけれども、内閣府から、地方公共団体における押印見直しマニュアルというのがありまして、その中に契約について書いてあります。契約の最終的な意思確認文書である契約書への記入押印は廃止しないこととする。けれども、契約書以外の見積書、請求書、領収書等については、押印は不要ということで、契約書がしっかりされているということが前提であれば、その他のものについては、押印は不要ということでありましたので、本市についても、それに準じた形で対応してまいりたいと思っております。

- ○委員長 中村委員、よろしいですか。
- **〇中村努委員** いわゆる普通の物品購入で、ちょっとした契約書まで交わさないものもありますよね。それは必要ということですか。いらないですか。
- ○行政係長 例えば、補助金の申請等で領収書を市民団体から求めるようなケースもあるのですけれども、そういった場合も押印のみで、領収書の真正性を確認するわけではなくて、例えば、銀行に振り込み依頼をした依頼 書の写しですとか、竣工書類ですとか、物品の写真とか、押印に代わる確認の手段があれば押印は求めないという運用が考えられると思います。
- ○委員長 よろしいですか。

#### 議案第16号 市道路線の廃止及び認定について

○**委員長** それでは、続いて議案 16 号に移ります。議案第 16 号市道路線の廃止及び認定についてを議題といた します。説明を求めます。

○建設課長 それでは、議案関係資料34ページからの議案第16号市道路線の廃止及び認定について御説明申し上げます。提案理由ですが、市道の廃止及び認定について、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定によりまして、議会の議決を求めるものです。

概要につきましては、10 路線を廃止し、新たに 15 路線を認定するものです。まず、廃止する 10 路線ですが、34ページの表にあります広丘東通線から、35ページにあります黒崖8号線になります。この 10 路線につきましては、本年5月に組合が設立されました野村桔梗ヶ原の土地区画整理事業に伴う廃止路線です。土地区画整理事業に伴い現況の区画に変更が生じますので、それに伴う市道の廃止ですが、場所につきましては、資料 38ページには広丘東通線、また、39ページにほかの 9 路線を掲示してありますので、御確認いただければと思います。

これに替わりまして、新たに13路線を認定いたしますけども、資料35ページの表にあります広丘東通線から、36ページにあります野村桔梗ヶ原5号線になります。こちらもそれぞれの場所につきましては、広丘東通線が40ページに記載させていただいておりますし、ほかの12路線につきましては、41ページに記載させていただいております。

資料を御確認いただきますと、39ページにある廃止する路線と、41ページの新たに認定する路線、道路の位置 はほとんど変わらない路線もありますが、今回の区画整理事業によりまして、既存の道路の幅員ですとか規制が 変わることなどもありまして、今後の台帳上の管理等をしやすくするために、新たに認定し直した部分もありま す。

なお、区画整理地内の道路整備につきましては、都市計画道路も含めまして、基本的に区画整理組合にて今年度より順次施工し、順次市へ帰属いただくような形になりますが、供用開始のタイミングですとか認定廃止のタイミングについては、区画整理事業の進捗に併せ行いますが、いずれにいたしましても、地域の利用されている皆様に不便をかけないような形で今後対応していく予定でおります。また、区画整理に併せて整備された道路の雨水排水につきましては、道路側溝を介しまして区画整理地内北側に築造する雨水調整池、こちらへ一旦排水されて、調整池から雨水幹線へ流出される計画となっております。

続いて、資料 36 ページをお願いしたいと思います。中段の表になりますけれども、民間の開発事業に伴う認定 1 路線になりますが、路線名高出 10 号西線になります。この場所につきましては、資料 42 ページに記載してあります。真ん中ほどに 4263 と書かれた数字の左側になりますけども、こちらにつきましては、市営球場の南側になります。民間事業で 6 区画の宅地造成が行われましたが、それに併せ築造された道路延長 43 メートル、幅員 6 メートルを認定するものです。なお、この道路の雨水排水につきましては、付近に雨水幹線が現在整備されておりませんので、浸透ますでの処理という形になります。

続いて、資料 36 ページへお戻りいただきまして、下の表になりますけども、地区要望に伴い、生活道路整備事業で整備予定の1路線、宗賀中央保育園国道線を認定するものです。場所につきましては、資料 43 ページになります。次年度以降、国の事業で国道の右折レーンを設置していただく予定の箇所です。これにつきまして既存の市道と国道を結ぶ新たな道路、延長 70 メートル、幅員は歩道を含めて 9 メートルを認定するものです。認定する道路の整備予定につきましては、本年 10 月以降、用地の交渉、引き続き用地買収に入りまして、その後、埋蔵文化財の調査などを実施した上で、次年度以降、国道の工事に併せて整備をする予定でおります。

以上が市道路線の廃止及び認定についての説明になりますが、参考といたしまして、37ページにありますとおり、今回の廃止及び認定することによって、市道の路線数は5路線増の2,541路線、総延長距離は488メートル減の89万5,547メートルになります。説明については以上になります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**〇委員長** ありがとうございました。それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問あればお願いをいたします。

○柴田博委員 広丘東通線ですけれども、都市計画道路ですよね。ここで見ると、廃止する部分でも新たに認定する部分でも幅員が2.2メートルから26メートルということですけれど、長野道との交差部から北側も東通線として、将来的には整備する予定ということでよろしいわけですか。

**○建設課長** 広丘東通線ですが、長野道から北側につきましては、都市計画決定されている道路はないので、市 道名では広丘東通線ということになりますけども、整備については、また都市計画道路とは別の形で整備を今後 進めるような形になると思います。

○柴田博委員 説明を聞けば分かるのですけれど、そういう場合であっても、市道の名前としては1つの名前で

構わないということですか。

- **○建設課長** 都市計画道路名と市道の認定の名称が異なることはほかの路線でも多々あります。特にそれについては問題ないと捉えております。
- 〇柴田博委員 分かりました。
- ○委員長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。
- **〇中村努委員** 関連で、東通線という名称は都市計画決定されたときについた名前ではなくて、もともとある名前ですか。
- ○建設課長 この東通線のことだけに関して言えば、どっちが先かは明確ではありませんが、先ほど申し上げている市道名と都市計画道路名が異なる路線が多々ありますので、基本的に都市計画道路で名称をつけたものに関しては、その後市道名も、こういった認定の廃止ですとか、新規に認定する場合に都市計画道路名に合わせたような形で名称の変更をさせていただいたりしております。
- ○委員長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。
- ○**篠原敏宏委員** この地図で、土地区画整理で 2337 号は今回 500 メートル廃止をするのですが、今はこの道は全然供用されている道ではないですか。
- ○建設課長 委員御質問の 2337 号につきましては、将来的に当初広丘東通線がここに整備される予定だったのですが、ここで区画整理の形状ですとか道路の配置が明確に決まりましたので、このときの計画からまた若干起点・終点の位置ですとか、ずれている部分がありますので、現段階で全てが道路として供用されているわけではありませんけれども、一旦廃止をして新たに認定し直すような形で考えております。
- ○篠原敏宏委員 分かりました。それで、新しくこの路線は東通線に含まれて一体化されるという理解でいいわけですか。
- ○建設課長 そのとおりです。
- ○篠原敏宏委員 あともう1点。そのすぐ近くの、41 ページの今回こっちが新しくなるのですが、4262 の起点 と 4258 の起点、この結んだ区間は 39 ページの 4025 が廃止になって、41 ページのほうで新たに認定するところ では白い線のままですが、実際に今、これは供用されている道路ですよね。これを今外してしまっていいわけで すか。
- ○建設課長 御質問の箇所は多分空白になっている場所、広丘東通線の部分に当たろうかと思います。
- ○篠原敏宏委員 広丘東通線は、角前工業団地から土手を上って 4258 の起点まで行くわけですよね。
- ○建設課長 そうです。
- ○篠原敏宏委員 それがさっき聞いたところ。そうではなくて、今私が言っているのは、4262 の起点から 4257 の起点まで。今使っている道を、工事するまでは現道を市道として管理していくのではないですか。
- ○建設課長 先ほどの最初の説明でもしましたように、廃止のタイミングにつきましては、次の代替えになる道路ができて、供用してから廃止するような形にしないと、例えば行き場がなくなってしまうとか、通行に支障があるということがありますので、そういったタイミングについては、区画整理の進捗状況とほかの周辺の新たに認定する道路の整備状況に併せて廃止をしていきたいと考えております。
- ○都市計画課長 私から補足で説明させていただきます。区画整理事業、今、仮換地作業という作業をしており

ます。この仮換地作業が終わりますと、個人に通知が出ます。そこに使用収益の停止日が入ります。使用収益の停止日が実際に個人の権利から組合の管理へ移る形になります。実際に個人のところから移った段階で、市道につきましても、この廃止した市道で、この部分につきましては組合の管理地という形でなりますので、最終的には、実際は10月末、11月から工事に入りますので、もうこの道路については一応使えなくなるといった形で事業が始まることになりますので、よろしくお願いします。

- ○篠原敏宏委員 期間のそごはないという理解でいいわけですね。空白の期間が生じてしまう、私は今そこを心配したのですけれど、それは現場では、ないという理解でよろしいですか。
- ○都市計画課長 そのとおりでありまして、市道認定が廃止になるときが、その使用収益の停止日になりますので、その日を境に、市の管理から組合の管理に移るということでよろしいと思います。
- ○篠原敏宏委員 分かりました。
- ○委員長 よろしいですか。
- ○中村努委員 区画整理終わったくらいまでの、完成の設計図というのはあるのですか。
- ○都市計画課長 組合で事業計画書をつくっておりまして、そのときに、ある程度最終形の図面ができております。それに従って、今回市道の認定廃止という作業を行っているところです。
- **〇中村努委員** もしそういうものがあって、都市計画道路と新たな市道認定、要はこの辺の道路網全体がどうい う形になるのかというのが分かっている図面とかがあったら、配付してください。
- ○都市計画課長 早急に御用意をさせていただきます。
- ○牧野直樹委員 広丘東通線、認定する道路の最初が 0173 という道路なのだけれど、起点が区画整理の中に入ってきているものが 0173 というものですよね。そこから始まって、隣のページの認定する路線の 0173 というのは、どこへ入っていくのですか。4258 へつながるということですか。
- ○都市計画課長 委員おっしゃるとおりで、4258 と 4259 の間のところから 4261 の起点の部分。4255 や 4262 の 終点の部分を介して、現道の広丘東通線の接続する部分につながるようになっています。41 ページの起点・終点 が抜けている部分のところを矯めて、広丘東通線が整備される予定でおります。
- ○委員長 先ほどの中村委員が質問いたしました将来図があれば、今の件も分かるのでしょうか。
- ○都市計画課長 はい、今御用意しております。少々お待ちください。
- ○委員長 それでは、コピーをしているようでありますから、できたところで配付いたします。 そのほか質疑ありませんか。

それでは、質疑を終了いたします。これより自由討論を行います。ありませんか。

[「なし」の声あり]

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

[「なし」の声あり]

**〇委員長** ないので、採決を行います。議案第16号につきましては、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○委員長 異議なしと認め、議案第16号市道路線の廃止及び認定についてにつきましては、全員一致をもって

可決すべきものと決しました。

何か補足説明があればお願いします。

- ○都市計画課長 この図面の上が北側になりまして、ちょうど色の塗っていない十字交差点から下側へ伸びてくるところが段丘部分で、現在道路を、昨年以降工事をしているところです。その下側の茶色く塗ってある部分で、ここにも記載ありますけれども、その部分が広丘東通線、幅員 14 メートルの道路。この真ん中辺りでT字路になっている部分ですけれども、都市計画道路 3、4、19の高原通線ということで、幅員 12 メートルの道路が幹線道路となっております。そのほかの少し茶色がかった部分につきましては、今日認定をしていただいた市道ですので、よろしくお願いします。そして、特に資料の 41 ページを御覧いただいて、ここの 4259 の路線と 4258 の一部の路線、それにつきましては現道の市道と合わせて、幅員を 6 メートルに計画をしているところです。
- ○委員長 御理解いただけましたでしょうか。
- ○篠原敏宏委員 この広丘東通線の土手の部分はどうなるのですか。
- ○都市計画課長 土手の部分は既に市で工事を行っております。認定廃止につきましては、ちょうどこの色塗りの下の部分から先ほどの松本境の北の部分、資料の40ページの0173から終点まで、今回新たに認定をしているところです。
- ○篠原敏宏委員 この図面だと道路が切れていますけれど。
- **〇都市計画課長** 切れていますけれど、この図面は区画整理事業の図面でして、このような記載となっておりますけれども、実際は平面的にはつながっております。
- ○篠原敏宏委員 はい、分かりました。
- **〇中村努委員** 41 ページの 4254 のこの市道は、こちらの今いただいたところのどこになりますか。
- ○都市計画課長 この図面でいきますと、ちょうど青い色に塗ったところと、この段丘部分の白い色になっている、色の分けられている境目のところが、4254の道路になります。この道路につきましては、区画整理から外れております。既存の道路という形で、再認定をしているということになります。
- ○中村努委員 現道として残るということですか。
- ○都市計画課長 そのとおりです。
- ○委員長 よろしいですか。

それでは、次に進みます。

# 陳情9月第1号 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国内移転について国民的議論を行い、憲 法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情

○委員長 陳情の審査を行います。当委員会へ回付されました陳情は1件であります。令和3年9月第1号辺野 古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国内移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民 主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情書について、審査を行います。

冒頭、各委員のところには陳情文書表ということで、次の資料について確認をお願いいたしますというペーパーをお配りしてあります。資料番号の1から2、3、4、5ということで、陳情文書表をお配りしてありますが、この記載をしてある資料番号に落ちがないか、確認をいただきたいと思います。

まず、8月30日付の受付印、陳情書の写しと記載があるものであります。それと、意見書の案。参考資料、軍事的理由ではなく、政治的理由というものであります。次に、趣旨説明文書でありますが、9月8日付の受付印のある文書であります。コロナ禍で趣旨説明に来られないために、陳情者より送付されたものであります。それと5番目に意見書であります。こちらはないですね。

それでは、陳情の意見を伺います。何か御意見がありましたら、お願いをいたします。

○中村努委員 意見になります。個人的な話になってしまうのですが、実は私の姪の連れ合いが沖縄県那覇市の 出身で塩尻におります。たしかこの住民投票をやった頃だと思います。その後の選挙のときだったかもしれない のですが、この辺のこの問題について、本当の沖縄県民の声というのは一体何なのだということを聞いたことが あります。そのときに、基地がないほうがいいかと聞かれれば、それはそうだと答える。一方で、多くの方が基 地関係の仕事をしていて、それがなくなると、そのように言われると、それは困るということで、この基地の問 題については、沖縄県民の方が相当揺れ動いていて、その時々の論調で自分自身の中の考えも変わるような感じ だということを言っていました。その中で一番変わらないのは、やはり普天間基地の危険性というのはみんな同 様に持っておられるようでした。

陳情の趣旨にも、不合理に区分された本土の民意と沖縄の民意と書いてありますけれど、これはなかなかそこに住んでいない者にとって、理解するのは非常に難しい。軽々にどちらがいいとか、私はそういう結論を出せないでいました。我が党の中でも、党本部と沖縄県本部の考え方は違います。ねじれてしまっているのですが、よく話を詰めると同じことを言っているのです。嫌だということもあるし、なければ困るということもあるし、その中で非常に結論が出しにくいということがあります。それから、最近の中国等の尖閣諸島をめぐる脅威というのもあって、あの辺のどこかに日米安保を基にした基地がないと、日本の安全保障上困るということくらいは認識としてありますので、これは政府と沖縄県の方と本当に真摯に話をして、解決されていくべきものと思いますので、私はこの議会として、この可否を判断することは非常に心苦しい面がありますので、言い方は申し訳ないけれども、気持ちは分かるのだけれども不採択という意見です。

○委員長ありがとうございました。ほかにありますか。

○丸山寿子委員 私は、過去において賛否を問う県民投票で投票総数の7割を超える県民の方が埋立に反対という意思表示をしたというところを重く受け止めたいと思います。沖縄に非常に偏って、たくさんの負担をかけているということを、そのことに対して心苦しくも思っているところです。基地があるから、そこで生活できているということも言われてはいますけれども、基地に依存しない生活ができるように、移行できるようにということを願っています。非常に危険な状況の中で、また、騒音だとか様々な問題がたくさんあって、沖縄の皆さんが非常に困難な生活をされているわけですけれども、一地方からも沖縄の皆さんのそういった生活の大変さ、負担をかけているということに対して、今回採択して意見書を出すことで、地方からも国に対して意見を言っていくということが大切だと思いますので、私はこの陳情に対して賛成をしたいと思います。

○柴田博委員 この問題については、普天間基地の問題についても辺野古についても、沖縄県民の方たちの意思 というのは何回にもわたって発せられてきた問題だと思います。それを今からどうするかということについては、 沖縄県民の方と政府がやることではなくて、沖縄以外の日本国中の国民についても一緒に解決すべき問題だと思 います。意見書案も配付されていますので、それに基づいた意見を言いますけれども、普天間基地を即時使わな くする、停止にする、廃止にするということと、辺野古の新基地の建設を中止にするということについては、私 もそのとおりだと思います。そうなった上で、実際その後どうするかということについては、意見書の一番最後 の部分に3のところで書いてありますけれども、この部分については少し意見は違いますが、全体としてこの陳 情者の意見というのはよく分かりますので、私としてはこの陳情書は採択をして、意見書は少し違う部分もあり ますけれども、このままの意見書として、当面、出すことによって普天間基地の廃止や辺野古の建設中止につな がっていくということに力になるのであれば、市議会としてそういう行動を取るべきだと思いますので、採択に 賛成です。

○横沢英一委員 私は、先ほど中村委員がおっしゃられたような感じでして、陳情書に書いてある内容は私もよく分かるつもりです。そうは言っても、普天間基地があれだけ危険だということで、普天間の危険の除去ということで、私は辺野古の飛行場の建設が始まったと思っているものですから、そういうことのためには何らかの形でやっていかなければいけないのではないかということ。それと、何と言っても、中国の尖閣諸島への今の形を見ていると心配な部分もあるわけですので、そういうことを総合的に考えて、私はこの陳情に対しては不採択ということでお願いしたいと思います。

- ○委員長 不採択ですか。
- ○横沢英一委員 はい。
- ○委員長 ほかにいかがでしょうか。
- ○篠原敏宏委員 この議論は本来、日本中で国民が共有をして話をしなければいけない。それが今までいろいろな政治的な思惑やらアメリカとの関係も含めて、議論が棚上げにされてきた。特に沖縄以外の県民、私たちを含めて、ここに触らないということで許されてきたという面があるのではないかなと。今ここに皆さんがこういう提案をされている。ここに書かれていることは本当に重い内容だと理解もします。私たちが今まで個々にこの問題について一人一人違う関わりを持ってきた中で、私個人的には、先ほど申し上げたじくじたる思いというのが一方にあって、これではいけないということを常に思っていた。そこにこういった形で投げかけが今来ているということで判断をさせていただく中では、この議論をするべきだと。政権もそのことから逃げるのではなくて、国民に広く、どこへ落ち着くかはそんな簡単な問題ではないことも承知をしていて、中村委員や横沢委員が言われた、そういう議論も含めて、これは俎上に上げて議論するべきだと私は考えます。そういう意味で、この陳情については採択をして、それでしっかり正式に議論のまないたの上に乗せて、そのためのこれは陳情だと理解をしますので、私はこの陳情に賛成をさせていただきたいと思います。
- **○委員長** 塩尻市にこういう陳情が来たということは、県内、他の 18 市にも何らかのアクションがあるのかな と思います。他市の状況が事務局でも分かったら、発表いただきます。
- ○議会事務局主事 19 市の状況についてですが、同陳情は19 市中、提出なしが3 市、15 市に提出がされておりますが、いずれも郵送による提出のため、提出があった15 市全てが審査なしという状況になっております。
- **○委員長** 陳情書の取扱いについて、今議会から、郵送による陳情は受け付けないということで、事務局に前もってこういう陳情をしたいがという電話連絡があって、陳情については、陳情書の郵送だけでは受け付けないという話をしました。こういうコロナ禍の時期でもあるので、説明に行くのは無理としても、説明文は送られてきたということによって、郵送だけではないということで、陳情書について、委員会で審議をしましょうと、こう

いう経過でございます。他の市町村、15 市については、郵送だけであったので、取扱いの規定によって、陳情書 としての取扱いをしなかったということであります。

○丸山寿子委員 そのときには、提出に来てくれたのですか。ただ説明に来られないので、追加の説明資料を送ってきたのですか。

○委員長 送ってきたわけではなくて、説明文を持って市へ来ていただいて、説明文を9月8日に来ていただいて、受け取ったということです。

ほかにいかがでしょうか。

○青柳充茂委員 実質、討論みたいになっていると思うのですけれど、もともと、今委員長がおっしゃったとおり、郵送の陳情は受け付けないという基本があって、ただ今回、こういう意見書を提出してほしいのでというお話もあって、意見書がついてきたわけですね。そういうことであれば、一応受付はして、採択、不採択の審議はしましょうということだったと思います。そういう意味では、塩尻市議会はオープンな態度で、この陳情書や申請者に対して臨んできたということが言えると思います。私の判断では、地方自治法第99条の規定に基づいて意見書を提出するということになりますと、地方自治法第99条というのは、その意見書を提出しようとする地方自治体の公益に関わる部分について国政とかに意見を言うという規定ですから、ここは非常に難しくて、塩尻市という地方自治体に、この陳情者がおっしゃっているような内容のことが、直接塩尻市の公益に関わることかどうかというようなところの判断も、少し難しい面があるなというのが私の印象でありまして、なかなか審議をして採択をしても、意見書を出すというそのものが、少し問題があるのではないかと私は思います。

あと、内容的なことを言うと、「新しい提案」実行委員会とおっしゃるので、どんな具体的な提案があるのかと思ったら、新しい提案というよりは、もう既に今まで何度も何度も議論をして積み重ねて、それでやっと前進させて、普天間が決まって工事が始まったという段階になってから出てくる割には、また元に戻るような議論だなということでありまして、これは心情的にはすごく分かる話ではあっても、規定にのっとった形での意見書を提出するのは難しいと考えますので、不採択やむなしという意見であります。

**〇委員長** 参考までに、平成27年に当議会にも同じ陳情が出されております。参考ですが、平成27年のときの 採決は不採択ということでありました。これはあくまで参考でありますので。

それでは、いずれにしましても、採択と不採択の2通りの意見が出されております。この辺で、挙手による採 択、不採択か決めたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。それでは、採決は挙手にて行いたい と思います。挙手をしない委員においては、不採択とみなします。採択に賛成の委員の挙手を願います。

[举手]

○委員長 3名。挙手、少数です。よって、当委員会の審査結果は不採択ということで決し、陳情令和3年9月 第1号については不採択とすることに決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました議案審査全て終了いたしました。

なお、当委員会の審査結果報告書及び委員長報告の案文につきましては、委員長に御一任願いたいが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○委員長 異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは最後に、理事者側から挨拶があればお願いいたします。

### 理事者挨拶

**○副市長** 慎重に御審査をいただきまして、提案を申し上げました全ての議案に対しまして、御理解、御承認をいただきまして、大変ありがとうございました。

**○委員長** 以上をもちまして、令和3年9月定例会総務産業常任委員会を閉会といたします。ありがとうございました。

午後0時04分 閉会

令和3年9月14日(火)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

総務産業常任委員会委員長 中野 重則 印